

蒲郡市乳幼児医療費助成条例(昭和48年蒲郡市条例第16号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、子どもの福祉の増進を図るため、子どもの医療費の助成について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、次に掲げる要件を備えた者という。

(1) 本市の区域内に住所を有する者であること。

(2) 出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(小学校就学の始期から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、蒲郡市心身障害者医療費助成条例(平成18年蒲郡市条例第17号)若しくは蒲郡市母子家庭等医療費助成条例(昭和53年蒲郡市条例第20号)の規定による医療費の助成を受けることができるもの又は15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、蒲郡市精神障害者医療費助成条例(平成7年蒲郡市条例第6号)第2条第1項第2号の規定による医療費の助成を受けることができるものを除く。)であること。

(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けていない者であること。

(4) 法令の規定によりこの条例と同等な医療に関する給付を受けることができない者であること。

第3条 市長は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法(昭和39年法律第192号)第116条の2第1項各号に掲げる入院、入所又は入居(以下「入院等」という。)をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所、施設又は住居(以下「病院等」という。)の所在する本市の区域外の場所に住所を変更したと認められる者については、本市の区域内に住所を有する者とみなす。

第4条 市長は、市内の病院等に入院等をしたことにより、本市の区域内に住所を変更したと認められる者については、本市の区域外に住所を有する者とみなす。ただし、入院等の前の住所地である愛知県の区域外の市町村又は特別区(以下この項において単に「市町村」という。)が、市内の病院等に入院等をしたことにより本市の区域内に住所を有することとなった者について、引き続き当該入院等の前の住所地である市町村に住所を有するものとみなして子ども医療費の助成を行わない場合は、この限りでない。

第5条 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に子どもを監護するものという。

(令2条例10・令4条例19・一部改正)

(受給資格者)

第3条 この条例により、子ども医療費の助成を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、国民健康保険法による被保険者又は規則で定める法令(以下「社会保険法令」という。)による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者である子どもの保護者であるものとする。

第2条 子どもに国民健康保険法又は社会保険各法の規定による保険料を納付する義務がある場合その他市長が特に必要があると認める場合は、当該子どもを受給資格者とすることができる。

(令2条例10・一部改正)

(助成の範囲)

第4条 市長は、子どもが疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則の定める手続に従い、受給資格者に對し、その満たない額に相当する額を子ども医療費(以下「医療費」という。)として助成する。

第2条 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額(当該法令の規定に基づき、これと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(令2条例10・令4条例19・一部改正)

(子ども医療費受給者証)

第5条 この条例による医療費の助成を受けようとする受給資格者は、市長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による医療費の助成を受ける資格を証する子ども医療費受給者証(以下「受給者証」という。)の交付を受けなければならない。

(令2条例10・令4条例19・一部改正)

(受給者証の提示)

第6条 前条の規定により受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、第4条第1項の規定による医療費の助成を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「医療機関等」という。)について診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示するものとする。

(令2条例10・令4条例19・一部改正)

(助成の方法)

第7条 市長は、受給者が医療機関等で子どもに係る医療を受けた場合には、医療費として当該子どもに係る医療を受けた受給者に助成すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。

第2条 前項の規定により支払があったときは、受給者に對し、医療費の助成があったものとみなす。

(令2条例10・令4条例19・一部改正)

(届出義務)

第8条 受給者は、規則で定める事項に変更があったときは、その旨を速やかに、市長に届け出なければならない。

第2条 受給者が受給資格者でなくなったときは、その旨を速やかに市長に届け出るとともに受給者証を返還しなければならない。

第3条 受給資格者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その旨を速やかに、市長に届け出なければならない。

(報告)

第9条 市長は、医療費の助成に関し、必要があると認めるときは、受給者証の交付を受け、若しくは受けようとする者又は医療費の助成を受け、若しくは受けようとする者に對し、必要な事項の報告を求めることができる。

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、受給資格者が、子どもの医療費の助成に係る疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その額の限度において医療費の全額若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利用の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により、医療費の助成を受けた者があるときは、その者から、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第12条 医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、医療費の助成に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の蒲郡市乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

(蒲郡市母子家庭等医療費助成条例の一部改正)

第3条 蒲郡市母子家庭等医療費助成条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(蒲郡市心身障害者医療費助成条例の一部改正)

第4条 蒲郡市心身障害者医療費助成条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成16年条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の第5条の規定によりなされた申請(施行日の前日において、改正前の第5条の乳幼児医療費受給者証の交付を受けていた者が当該受給者証の交付を受けるためにしたものに限る。)は、改正後の第5条の規定によりなされた申請とみなす。

第3条 施行日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(蒲郡市母子家庭等医療費助成条例の一部改正)

第4条 蒲郡市母子家庭等医療費助成条例(昭和53年蒲郡市条例第20号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(蒲郡市心身障害者医療費助成条例の一部改正)

第5条 蒲郡市心身障害者医療費助成条例(昭和48年蒲郡市条例第2号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(蒲郡市精神障害者医療費助成条例の一部改正)

第6条 蒲郡市精神障害者医療費助成条例(平成7年蒲郡市条例第6号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成18年条例第17号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第32号)

1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

第2条 平成18年8月1日(以下「施行日」という。)以後においてこの条例による改正後の蒲郡市乳幼児医療費助成条例、蒲郡市母子家庭等医療費助成条例、蒲郡市老人医療費助成条例、蒲郡市心身障害者医療費助成条例及び蒲郡市精神障害者医療費助成条例に規定する医療費助成の特例に該当することとなる者は、施行日以後にこれらの条例に規定する医療費助成の特例に該当することを条件として、それぞれこの条例に規定する受給者証の交付又は認定の手続を施行日前においても行うことができる。

この条例による改正後の蒲郡市乳幼児医療費助成条例、蒲郡市母子家庭等医療費助成条例、蒲郡市老人医療費助成条例、蒲郡市心身障害者医療費助成条例及び蒲郡市精神障害者医療費助成条例の規定は、施行日以後に行われる医療に関する給付について適用し、施行日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

第4条 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成19年条例第37号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(蒲郡市乳幼児医療費助成条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 この条例の規定による改正後の蒲郡市子ども医療費助成条例(以下「改正後の子ども医療費助成条例」という。)の規定により新たに子ども医療費の助成を受けることができることとなる者に係る子ども医療費受給者証については、この条例の施行の前においてもその交付に必要な手続を行うことができる。

第3条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第1条の規定による改正前の蒲郡市乳幼児医療費助成条例第5条の規定によりなされた申請(施行日の前日において、第1条の規定による改正前の同条例第5条の乳幼児医療費受給者証の交付を受けていた者が当該受給者証の交付を受けるためにしたものに限る。)は、改正後の子ども医療費助成条例第5条の規定によりなされた申請とみなす。

第4条 改正後の子ども医療費助成条例の規定は、施行日以後に行われる医療に関する給付について適用し、施行日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

附 則(平成23年条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の蒲郡市子ども医療費助成条例(以下「改正後の子ども医療費助成条例」という。)の規定により新たに子ども医療費の助成を受けることができることとなる者に係る子ども医療費受給者証については、この条例の施行の前においてもその交付に必要な手続を行うことができる。

第3条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の蒲郡市子ども医療費助成条例第5条の規定によりなされた申請(施行日の前日において、改正前の同条例第5条の子ども医療費受給者証の交付を受けていた者が当該受給者証の交付を受けるためにしたものに限る。)は、改正後の蒲郡市子ども医療費助成条例第5条の規定によりなされた申請とみなす。

第4条 改正後の子ども医療費助成条例の規定は、施行日以後に行われる医療に関する給付について適用し、施行日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

(蒲郡市母子家庭等医療費助成条例の一部改正)

第5条 蒲郡市母子家庭等医療費助成条例(昭和53年蒲郡市条例第20号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(蒲郡市心身障害者医療費助成条例の一部改正)

第6条 蒲郡市心身障害者医療費助成条例(平成18年蒲郡市条例第17号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(蒲郡市精神障害者医療費助成条例の一部改正)

第7条 蒲郡市精神障害者医療費助成条例(平成7年蒲郡市条例第6号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和2年条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の蒲郡市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

附 則(令和4年条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第2条 改正後の蒲郡市子ども医療費助成条例(以下「新条例」という。)第5条に規定する子ども医療費受給者証の交付に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(経過措置)

第3条 新条例の規定は、施行日以後に行われる医療に関する給付について適用し、施行日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

第4条 施行日の前日において改正前の蒲郡市子ども医療費助成条例第5条の規定により子ども医療費受給者証の交付を受けていた者は、新条例第5条に規定する申請をした者とみなして、その者に同条に規定する子ども医療費受給者証を交付することができる。